

遼代の邑會に就きて

野上俊靜

一

佛教信仰を内的紐帶として結成され、且様々なる佛教的事業を遂行することを目的とする邑會の存在は、支那に於て、既に六朝時代から確認されることであつて、この時代より唐初にかけて、盛んに流行した造像の背後には、邑會の絶大なる活躍を認むべく、なほ、又佛教信仰がこの頃一般社會に浸潤してゆく様相を究明せんとする時、邑會は重要な研究對象となるものである。されば既にこの點に着眼されし學者の研究も、二・三見えて居るところであるが、造像の風漸く衰へた中唐以後と雖も、かゝる佛教的團體は、なほ盛んに活躍してゐたのであつて、このことは宋代に至つても變化なかりしこと、近く那波博士も證されてゐるところである。^{註①}

さて、五代の諸國及び宋と對立した遼國內の各地に、佛教が殷盛なる有様を展開したことは、今更に指摘する必要はないが、遼代一般社會に根強く浸潤した佛教の様相或は盛んに行はれた佛寺佛塔の造營及びその維持に必要な可らざる經濟的基礎を致察する時、看過すべからざるもの即ちこの邑會であつて、特に遼及び金の時代には、邑會の典型的なるものである千人邑會の存在が、注意に値ひするものである。

而して、かゝる千人邑會に關しては、既に塚本・田村・神尾の諸氏が言及されてゐるのであるが、此等諸氏の論述は、千人邑會を主題目となされたものではなく、或は特定の千人邑會に關する論證であつて、未だ一般的に論ぜられたものゝあることを聞かない。こゝに私は此等先學の指示を参照しつゝ、いさゝか遼代邑會に關する愚見を述べてみたい。

二

遼代の邑會に關する記載は、一般史籍類及び佛教側の資料には殆んど見當らず、専ら金石文に散見するのみである。従つて該問題の研究が、當時の生々しき記録たる碑文を、縦横に使用するところにあるは云ふまでもない。

私の涉獵した範圍に於て、遼代の邑會に關する材料を提供する金石文として、凡そ次ぎの如きものを擧げることが出来る。

- (一) 仙露寺葬舍利佛牙石匣記天祿三年(九四九)『遼文存』卷四
- (二) 重修范陽白帶山雲居寺碑文王正撰・應曆十五年(?)『遼文存』卷五
- (三) 重修雲居寺碑記智光撰・統和二十三年(一)『遼文存』卷四
- (四) 廣濟寺碑文宋璋撰・太平五年(一)『遼文存』卷五
- (五) 石龜山遼化寺碑文王寔撰・重熙十一年(一)『遼文存』卷五
- (六) 彌陀邑特建起院碑文咸雍元年(一〇六五)『日下舊聞』卷一七補遺
- (七) 斬信等造塔記大安六年(一一〇九)『遼文存』卷六

遼代の邑會に就きて(野上)

(八) 京西戒壇寺陀羅尼幢並記大康三年(一〇七七)『金石粹篇』卷一五三

(九) 易州興國寺太子誕聖邑碑文方傳撰・壽昌四年(一〇九八)『遼文存』卷五

(十) 金山演教院千人邑記韓溫教撰・乾統三年(一一一三)『遼文存』卷四

(十一) 永樂村感應舍利石塔記志才撰・天慶十年(一一二〇)『遼文存』卷六

邑會に關する材料は、此等以外にもなほあるであらうが、その大半は右を以て占めてゐること、思ひ、順次説明を加ふることとする。

(一) 仙露寺は遼代南京(或は燕京と云ふ) (現在の北京)にありし寺院である。天祿三年、世宗を初めとして、遼の宗室貴族及び有

志の人々が、資財を寄捨して、以てこの寺に佛舍利を安葬したことを記したものが、即ち「葬舍利佛牙石匣記」であるが、『遼文存』卷四所收の該記文は全部ではなく、爲にこれに關する千人邑會の存在を知ることが出来ない。然れども

周質の析津日記③に

近菜市西居民。掘地得石匣。乃遼世宗天祿三年。所瘞中藏舍利無有也。匣傍刻僧志愿記。具書施金錢姓名。其蓋已失地名。千人邑故。比丘尼。皆稱邑頭尼。記後具列大遼皇帝・皇后・東明王夫人……………。

とあり、又朱彝尊は

康熙二十六年五月。宣武門西南居民。掘地得石匣。匣旁有記。自稱講經律論大德志愿錄並書。乃遼世宗天祿三年。瘞舍利佛牙於此。記後有千人邑三字。蓋社名也。施主姓名。首列帝后諸王大臣下及童男小女……………。『曝書亭集』卷五一

と云つて、仙露寺石匣の發掘されたことを、康熙二十六年五月のこととしてゐる。それはともかく、此等の記載に據つ

て推察するに、恐らくは既に仙露寺に所屬した千人邑が存在して居つて、天祿三年佛舍利を安葬するに當つては、遼帝室貴族の寄捨があつたことは云ふまでもないが、又この千人邑の團員即ち邑人の財的支援勞働奉仕もあづかつて力あつたことだらうし、従つて石匣記に千人邑の記載が見ゆることゝ思はれる。而して、この仙露寺千人邑が、遼代の千人邑會のうち、記録に見ゆる最初であることを注意すべきであるが、その構成組織行事等窺知し得られないのは惜しいし、且この邑會が嚴密に千人の邑人より結成されてゐたものかどうか、疑ひなきを得ない。

(二)及び(三)によつて窺知するところは、石刻藏經を以て名高き房山雲居寺再建事業に於ける、同寺所屬の千人邑會の活躍であつて、此に關しては塚本善隆氏の精緻なる研究がある^④。凡そ房山石經は、遠く隋代靜琬の開雕に成り、唐代三百年間、時に中絶はあれども、續刻されたのであつて、遼がこの地を領有するや、先づ穆宗朝に於ける雲居寺の重修・聖宗朝の同寺再修が大規模に遂行され、ついで石經續刻事業が前代にも増して盛んに行はれたのである。前記の二碑はこの前後二回に互る雲居寺重修の始末を記したものである^⑤。而して前者即ち「重修范陽白帶山雲居寺碑」應曆十五年王正撰は、碑題に重修雲居寺壹千人邑會之碑と記されてゐるものであつて、重修の有様は大略左の如くである。

雲居寺々主謙諷和尚は、太宗朝より世宗穆宗朝にかけて十五年間、同寺重修に獻身的活躍をなした。大規模の庫堂・厨房・轉輪佛殿・暖廳・講堂・碑樓、さては飯廊・東庫・梵綱經廊等が次ぎ／＼に建築され、風雨之壞・兵火之殘に遇ふてゐた雲居寺は、こゝに全く面目を一新することゝなつたのである。而してこの重修に當り、前燕王中蘭陵公趙延壽夫妻等貴族の財的支援を受けては居るが、事業遂行の中心者となりしものは、實に謙諷によつて組織され指導された千人邑會の活動である。

遼代の邑會に就きて(野上)

今之所紀。但以謙諷等。同德經營。協力唱和。結一千人之社。合一千人之心。春不妨耕。秋不廢獲。立其信導其教。無貧富後先。貴賤老少。施有定例。納有常期。貯於庫司。補苴寺缺。維那之最者。有前涿將天水公。珣當舉六條甚敬三寶。次則三傳隴西□□披法服亦篤佛乘。說無緣爲有緣。化惡果爲善果。和尚則生生世世。應報宿緣。施者則子子孫孫。共酬前願。故寺不壞於平地。經不墜於東峯。云々

と見ゆる。謙諷は春秋の農業忙繁時を除き閑暇多き時を利用して、千人邑會の會員即ち邑人に、佛教信仰の鼓吹をなし、邑會の精神的向上にこれ努めた。寺主の所謂この法施に對して、邑人は定例の施常期の納即ち財施をなした。而して其等の施物は寺の庫司に蓄藏して寺用に供せられたわけであつて、謙諷の十五ヶ年に互る重修事業に於ける中心的役割をなしたものは、實に彼の組織し指導した千人邑會である。換言すれば、この千人邑會は雲居寺の重修維持經營の母體である。而して右の記載からして、凡そ千人邑會は、ある寺院に屬するものであつて、その指導には當該寺院の寺主が當り、會員は多く一般在家の人々で、彼等は一定量の財施をなす義務を有してゐたと窺知される。なほ邑會の世話をなす幹事とも云ふべきものに、都維那・維那等あつたことも察せられるが、その具體的組織要項は不明である。

後の「重修雲居寺記」統和二十三年 智光撰は前碑の一部に刻まれてゐるもので、聖宗朝に於ける雲居寺の再修を記し、千人邑に關しては、たゞ前述の謙諷のことを、重ねて

皇朝應曆十四載。寺主苾芻謙諷。完葺一寺。結邑千人。云々
と述べてゐるに過ぎない。

(四)廣濟寺は聖宗の太平五年一〇現在の河北省寶坻縣に建立され、その後興宗重熙五年一〇に重修されたものであ

る。廣濟寺碑は太平五年に於ける同寺創建の有様を記してゐるのであつて、文長きに互る爲め、全部をこゝに引くことは略するが、要するに僧弘演及びその門弟道廣二師の造寺に於ける獻身的努力、及び彼等に化されし維那王文襲等の活躍を記述して居るのである。即ち

維那琅琊王文襲等數十人。異口同音。而請信心不逆。而來共結良緣。將崇勝概。繇是勞筋苦節。

とあれば、王文襲等有志の人々も造寺の勞働に進んで従事したことを知るべく、又

糾邑隨緣。數須滿於千室。

とあれば、恐らくは王文襲を世話役とする千人邑會の組織が、その背後にあつたこと、想像すべきであらう。更に完成した同寺佛殿の規模の巧さ莊嚴の麗しさを述べた後に、

非衆心廻向。孰規輪奐之有如此者。……非衆心合應。孰奉莊嚴之有如此者。

とあるは、千人邑會の團結の力の偉大さを讚美した言葉であらう。『遼文存』所收の該碑文には見えないが、『藝風堂文集』卷六にこの碑に就て

碑陰左側皆邑人題名

とあれば、この千人邑會の會員の姓名が附記されてゐたこと、思はれる。

(五)石龜山遼化寺碑は重熙十一年一〇四二王寔文を撰してゐるが、碑石の磨滅甚しかつたと見え、『遼文存』卷五所收の該

碑文は極めて缺字多く判讀に苦しむ程である。然れどもその大要次の如くであると見て誤りなからう。即ち碑文は河北省涿水縣に於ける遼化寺堂宇營建の始末を記せるものであつて、この造建事業の中心的人物の「恐らくは僧侶」名・

遼代の邑會に就きて(野上)

傳は不明なるも、その人によつて邑會の結成が行はれたのであらう。而してこの邑會の邑人等は、女であれば或は續し或は蠶し、男であれば或は商し或は農し、以て獲るところの資財を喜んで寄捨し、工事の遂行に寄與するところ莫大なるものがあつた。かくて景福壬申^{三二〇}に工始まりて重熙十一年^{四三〇}に完成し、翌年四月八日佛誕日に碑が立てられたのである。^⑦この遼化寺所屬の邑會の組織内容規定等窺知し得ないが、凡そ遼代寺院建立に於ける邑會のめざましき活躍の一端は以て察し得るであらう。

三

(六)「彌陀邑特建起院碑」は燕京歸義寺の彌陀邑に關する記録を提供するものと思はれるが、不幸にして碑文の全部を知ることが出來ず、僅かに『日下舊聞』^{卷一七補遺}に引く魏坤の倚晴閣雜鈔に

歸義寺。在善果寺西。遼利也。天王殿前一碑。無撰書人姓氏。額題彌陀邑、特建起院碑。文稱寺肇自清寧八年。

買徐員外地、遂爲歸義寺。備書寺基墻垣尋尺。以及佛像經藏之數。碑陰首書。疏主懺悔師守司徒純慧大師賜紫沙門守臻・本行僧錄檢校司空精修大師賜紫沙門智清。次載邑衆姓名。開府儀同三司守太尉兼中書令幽國公劉二玄・開府儀同三司兼侍中開國公趙徽・建雄軍節度使開國公劉帶・諫議馬子詮・尙書張挺・中舍李思□・祕書省校書郎劉文・左班殿直韓允・右班殿直王規燕・遼國妃劉蕭氏・遼國夫人杜鄭氏。其餘邑首・邑長・正押司官印官副正副錄曆錢物名號不一又數十人。

と見ゆるところから辛じて窺知し得るのみである。^⑧即ち歸義寺には彌陀邑會なる團體があつてこれが歸義寺堂宇の造

營に活躍したことであらう。而してこの邑會の指導者は、恐らく右文中に見ゆる守臻及び智清の二師であつたと想像され、邑會の會員には劉二玄・趙徽等の貴族官吏があつたのみならず、一般庶民の信者も澤山にあつたこと、當然察すべきであらう。なほ彌陀邑なる名稱によつて、これが彌陀信仰即ち西方淨土往生を願ふ念佛邑であつたこと、推察されるが、明確なることは判明せず、且邑人も千人に限定された千人邑會であつたとは思はれない。

(七)「靳信等造塔記」は、道宗の大安六年河北省涿州に於ける靳信を邑長とする念佛邑會の邑人等が、佛舍利を安置する塔を造營したことを記したものである。即ち

有當村念佛邑等二十餘人。廣備信心。累世層供養諸佛。各抽有限之財。同證無爲之果。遂乃特建寶塔一所。云々とある。右の文面より推察するに、舍利塔を建設せんが爲に、新に念佛邑が組織されたのではなくして、本來この地に念佛邑があつて、それがたまく佛舍利を得て舍利塔建築に従事したと推察すべく、又この邑會が念佛邑とあるところからして、念佛往生を主なる目的とすると云ふ如き特定の性質をもてる邑會であつたと推察しても誤りなからう。邑人は千人もあつたのではないこと前者と同様であらうし、従つてこれを完全なる千人邑會の一例とは見なし得ないのであらう。

(八)は、太康三年^{一〇}三月十四日南京の西戒壇寺に建てられた陀羅尼幢並記であるが、戒壇寺とは『順天府志』^{六一}等に

戒壇寺。在馬鞍山。寺肇自唐武德中。舊名慧聚。明正統間。易名萬壽。寺内戒壇。遼咸雍間僧法均建。

と見ゆるものであらう。該記によれば、故壇王崇祿大夫守司空傳菩薩戒大師の爲に、門人有志等が建設したのである。故

遼代の邑會に就きて(野上)

壇主に就いては、右の如き肩書が記されてゐるのみで名が見えず、爲に金石粹篇の編者王昶も明かでないとしてゐるが、恐らくは咸雍年間戒壇を設け太康元年に寂した法均を指すものと考へられる^①。而して經幢を建設した人々として門人等十九人とともに、邑人道俗一百四十二人を列記してゐることを特に注意すべく、就中その初めに

崇國寺大兜率邑 邑人前管内左街僧錄淨慧大師紫沙門裕方 邑人前東京管内僧錄詮論大師賜紫沙門裕企 邑人提點張□恒 邑長康德從 邑證石王 邑錄邢文正

とあつて、次ぎに一般の邑人等の姓名を列記してゐるのである。これに就いて注意すべきは、兜率邑なる名稱であつて、崇國寺に於ける兜率往生を願ふ信仰團體の結成を知る次第であり、法均の門に出たと思はれる裕方・裕企ともに邑人ではあるが、恐らくこれが信仰上の指導に當りしものと想像すべく、邑會の事務・世話は、邑長・邑證・邑錄等の役員が遂行したことであらう。右、邑會の人員は千人ではなく、従つて嚴密なる意味に於ける千人邑會ではないが、その存在の立場は同一なるものであることは云ふまでもない。

凡そ、遼代の社會に、念佛邑や兜率邑が存在してゐても、決して不自然に思はれることではなくて、非濁の『三寶感應要略錄』(存)・『往生集』(佚)等の著作のあつた事實からして、當時往生思想・淨土信仰が普く流布してゐたことが認められることで、念佛邑・兜率邑の存在は、眞に自然に肯定される次第である。

(九)河北易州の「興國寺太子誕生邑碑」は、興國寺所屬の邑會—太子誕生邑會—の行ふた佛誕日祝事の有様を記したものである。凡そ遼代、佛誕日の行事が盛んに行はれたことは、今更指摘する必要はないが、たゞこれが特別なる太子誕生邑によつて遂行せられたことは、殊に興味を覺ゆることであらねばならぬ。而して錢大昕の『金石文跋尾』^{卷六}に

易州興國寺太子誕聖邑碑。沙門方僞撰文。范陽逸士張雲書。太子誕聖邑者。千人邑之名。以四月八日。誦經禮佛。而名之也。

と見ゆる如く、この邑會が佛誕日の祝事を行ふと云ふ特定の目的を有するものなることを知るべきである。該碑文中に
斷季於四月八日。誦經於七處九會。或賞持於繪蓋幢幡。或備其香花燈燭。或歌聲讚頌。……庶生生世世。承佛
廕以彌堅。子子孫孫固道心而不退。云爾。

とあつてその盛況を傳へてゐる。なほ、『遼文存』^{卷五}所收の同碑文にはないが、錢大昕は右引文の下に、碑末列銜者として、都維那、右監衛大將軍知易州軍州事沿邊檢安撫屯田勸農等使耶律遷以下、多數州の官吏を列記してゐることを述べて居るのであつて、以てこの太子誕聖邑會が、この地方官民の有力者によつて組織せられてゐたことを窺知し得る次第である。されど錢大昕の云ふ如くこれが千人の邑人を有する千人邑會であつたか否かは、頗る疑問とせざるを得ない。(十)「金山演教院千人邑記」は、邑會に就いて有力なる資料を提供するものであつて、先づ、興宗時代より天祚時代にかけて、演教院(涑水)に住せし名僧上士即ち沙門道誨・宏幽・道常・弘昇等の行蹟を叙して、沙門善信の邑會結成を記してゐる。即ち

復有沙門善信。俗姓許氏。板城里人也。十八出家。二十受具。二十有四。講花嚴經。遊方演化。四十有二。復屆斯焉。爲報四種之恩。遂結千人之友。爲念佛邑。每會稱念阿彌陀佛名號。庶盡此報。同生極樂世界。是其願也。會欲成鄉人韓溫教嘉其事。遂述其本末。兼列隨人姓名於碑背。乾統三年癸未歲十月丁未朔。十五辛未日時建。

る性格を有する典型的千人邑會であると云ひ得るであらう。たゞ邑人等が如何なる財施をなしてゐたかは不明である。(十一)「永樂村感應舍利石塔記」は、涿州永樂村東禪寺に於ける舍利塔建設に、この地の念佛邑が活躍したことを記してゐるものであつて、該記中に

至大安六年。當村念佛邑衆張辛等。於本村僧院。建觀塔一坐。三層高五尺餘。葬訖舍利。后輩螺鈸。邑衆韓師嚴等。欲繼前風。以垂后善。云々……………

と見ゆる。次で佛舍利の尊さを記載してゐるのであるが、ともかくも以て念佛邑の存在を知るべきであらう。

右、遼代に於ける邑會の存在した事實を指摘し併せて攷ふべきことを論述したのであるが、以上を以てその全部と云ふのではなく、外にも文獻の上に見ゆるものがある。例へば「祐唐寺勸建講堂碑」李仲宣撰・統和五年の如きであつて、

これ盤山祐唐寺講堂建設の碑であるが、同寺々主希悟大徳の感化によつて邑人等が進んで淨財を寄捨したことがあり、碑陰には邑人の姓名列記されたところから、邑會の存在を想像させるものである。又、「涿州超化寺誦法華經沙門法慈

修建實錄碑文」劉師民撰・清寧二年「遼文存」卷六には、「邑人王文正三十餘衆」と云ふ如き字句が見えて居り、例を滿洲の地にあつたも

のにとれば、「興中府(今の朝陽)安德州勸建靈巖寺碑銘並序」乾統八年、耶律邵撰「滿洲金石志稿」二九に、重和(重熙の誤り)二十二年。有寺僧潛輿。與

開悟上人。鳩集淨財。締結信士。與邑人尹節・李敬・張士禹・高聳等。購經一藏。^⑬用廣流通。」と見えて、僧潛輿等が

信者を締結してその力を以て藏經を購入したことが記されてゐる。此等に見ゆる邑人とは、單なる村の人と云ふ軽い意味であり邑會の會員たる邑人ではないと攷へられぬでもないが、凡そ邑會なるものは地方的に結成される性質のもので遠隔の地に散住してゐる人々が團體を結成するものではない。同じ地方の人々が結成するものであるから、たと

ひ村人の意味であるにせよ、同信の人達であれば、邑會結成の過程を辿つてゐる事實と致へねばならぬ。

記録による邑會存在の事實は、大略右を以て述べ得たと思ふが、これを通して、その背後には、記録に見えざるより多くの邑會の存在を想像すべきであらう。而して遼の時代、佛教は一つにはかゝる邑會の形を通して社會に浸潤したことであらう。

四

以上、遼代社會に於ける個々の邑會に就いて論じて來たのであるが、今これ等の事實を通して、凡そ次の如きことを知り得ると思ふ。

遼の時代、多數の邑會が結成されてゐて、佛教信仰の普及に大なる役割を演じた。しかも、其等の邑會は滿蒙の地には殆んど認められず、大略遼國內の北支那の土地、換言すれば、太宗が會同元年石晉より獲得して、遼の領土となつた燕雲十六州の地方にのみ存在した。

佛教信仰を紐帶として結成された邑會は、時に隨ひ折にふれて様々なる佛教的事業を遂行したのであるが、時にはある特定の事業遂行の爲に―例へば寺塔の創建・重修の如き―新に結成されることもあつた。

普通に、邑會はある寺院に屬してゐて會員の精神的指導には、當該寺院の僧これに當り、邑人は財施の義務を有してゐた。邑會の事務は一般會員中の人が執り、都維那・維那あるひは邑長・邑録・邑證の如き役が設けられてゐた。

邑會が佛教信仰によつて結ばれてゐたことに變りはないが、中には特定なる信仰・性質を有するものがあつた。例

遼代の邑會に就きて(野上)

へば念佛邑・兜率邑・太子誕聖邑の如きである。

邑會の會員即ち邑人は、道俗男女を問はないが、その員數は實際は個々別々であつたと攷へられるし、且又この種の團體は會員の多きことを望むものであるから、結成後と雖も、希望者があれば喜んで加入を許したことであらうし、又死亡などによる減少も當然致へねばならぬから、邑人の出入は絶えずあつたと思はれる。然れども遼代に於ては邑人を千人に限定した千人邑會があつたもので、遼代邑會の特徴はこゝにあつた。千人邑會は六朝・隋・唐・宋には全く認められないところである。然らば遼代の邑會は皆千人邑會であつたかと云へば決して然りとは返答し得ない。邑人の量を限定しない邑會が大多數であつて、たゞ邑會の典型的なるものが千人邑會であつたと攷察すべきであらう。しかも千人邑なる名稱のものでも、常に邑人が千人であつて、それ以上でもなく以下でもなかつたとは、當然致へられぬことで、實際は色々異つてゐたこと云ふまでもなからうが、ともかくも千人が基本員數であり模範的なものであつたのであらう。かくして遼代の邑會はその事實の如何を問はず、多く千人邑と呼ばれたものではなからうか。

五

然らば、遼代の邑會の特異なるものである千人邑會は、その濫觴をいつに求むべきかと云ふに、これに就いて錢大昕は、『金石文跋尾』卷六に五代後唐明宗天成四年(九二九・遼太) (宗天顯四年)の「重修定晉禪院千佛邑碑」『金石粹篇』卷一九を擧げて、

右磁州武安縣定晉山重修古定晉禪院千佛邑碑。天成四年九月九日建。沙門崇仁撰文。有云。金枝黃鉞。掌鉅鏡之山河。帝子親王。秉邢臺之旌節。攷五代史唐明宗家人傳。明宗有姪從溫。嘗爲安國軍節度使。封兗王。當卽其人也。

(中略)佛千邑者。合千人出錢布施之名。亦曰千人碑。此碑稱邑首都維那三人・次維那十人。共稱良圖。互相勉導。逐處鄉邑。次立維那。舉其萬法之門。結會千人之數。當時勅立邑會。其制大略可見。遼金之世。諸寺各千人邑。見於碑刻者。未易更。僕數讀斯文。乃知濫觴于五代也。

と論じてゐる。千人邑なる名稱が明確に見えるのは、錢大昕の云ふ如く、右の碑を以て嚆始とせねばならぬ。即ち唐代以前には之を認め得ず、従つて五代に始まると攷へられるが、五代に於いても普通の邑會・義邑の存在は認められるのであつて、例へば『金石粹編』卷二に見ゆる「景福寺重建思道和尚塔衆邑人記」後漢・乾祐二年(九四九)・「羅漢□陀羅尼幢」後周廣順三年(九五三)等はその材料を提供するものであらう。されど後周世宗の破佛によつて、これ等の邑會も一掃されたこと、推察される。

而して千人邑會は、遼について興つた金にも、そのまゝ傳承されたのであつて、金代千人邑の典型的なるものを、「宜州廳峪道院復建藏經千人邑碑記」皇統八年(一一四八)『熱河志』卷一八・『滿洲金石志稿』四六・「興中府尹銀青改建三學寺及供給道糧千人邑碑銘」大定七年(一一六七)『熱河志』卷一八・『滿洲金石志稿』四五等に認むるものであり、殊に後者には、邑人が各々毎年十月一日に錢二百米一斗を納むとあつて、興味深く感られるのであるが、金代のことに關しては詳述を避ける。次の元代に至つては、殆んど千人邑會の存在を認め得ない。

さて千人邑會は會員が千人あることを立前とするのであること云ふまでもないが、然らば何故に千人と限つたかと言ふ問題が當然攷へらるべきであるが、只今のところではこれに對しては明快なる返答をなし得ない。

なほ金代の邑會に就いて、は近く稿を新にして愚見を述べたい。

(昭和十三年十月廿七日稿)

註① 高雄義堅氏「北魏に於ける佛教々團の發達に就て」(龍谷大學論叢二九七)・小笠原宣秀氏「支那南北朝佛教と社會教化」(龍谷史

壇一〇)・山崎宏氏「隋唐時代に於ける義邑及び法社に就て」(史潮三卷二號)等、那波利貞氏「唐代の社邑に就きて」(土)(史林二三卷二號)頁二四九。

② 塚本善隆氏「石經山雲居寺と石刻藏經」(東方學報京都第五册副刊房山雲居寺研究所收)頁一四八及び註三三、田村實造氏「契丹佛教の社會史的研究」(大谷學報一八卷一號)特に註二六に有力なる資料があげられてゐる。

神尾式春氏「契丹佛教文化史考」頁五九以下。

③ 『日下舊聞』卷一七所引。『遼痕五種』遼金石卷二にも引く。

④ 前記・石經山雲居寺と石刻藏經。

⑤ 『曝書亭集』卷五一に遼雲居寺に碑跋として、「右王正・智光雲居寺二記共勒一碑。碑額篆書重修雲居寺一千人邑會。一稱結一千人之社・一千人之心。一稱完葺一寺。結邑千人。近年京城。發地得仙露寺石函記。後有千人邑三字。尼曰邑頭尼。覽者疑是地名。合此碑觀之。則知千人邑者。社會之名爾……」と見えて、前述の仙露寺石函記と併せ考へて千人邑に論及されてゐる。なほ『遼痕五種』遼金石卷二には、この外數種の記載をのせ、併せて應曆重修碑がその十五年のものなることを證してゐる。然れども碑文の中に「先是庚子年(西曆九四〇)遼會同三年——遼史による、契丹國志によれば會同四年)寺主謙諷和尚爲門徒之時會。(中略)迨今十五年矣。云々」とあり、こゝに今と云ふは碑文を撰した時即ち應曆十五年と攻へられる。然れども會同三年より應十五年までは二十五年である。十五ヶ年の経過とすれば應曆五年に相當し、王正撰文を應曆五年としなければならぬ。從つて雲居寺の重修又この時に完成したと見なければならぬが、暫く疑問とする。

⑥ 趙延壽、『遼史』卷七六に傳が見ゆる。太宗・世宗に信任された人である。

⑦ 遼代には佛誕日の祝事が盛んに流行したのである。拙稿・遼代社會に於ける佛教(史學研究五卷三號)參照。

⑧ 本碑が咸雍元年のものであることは『續通志』卷一六八に正書咸雍元年立現存京師とあるところから知られるのである。なほ引用の倚晴閣雜鈔の文中に歸義寺は遼清寧八年に肇まるとあるが、これは誤りであつて、同寺は唐天寶年代に肇められたも

のにして、其後全く廢毀されてゐたらしく、遼清寧八年に新に再建されたと攷ふべきであらう。『畿輔通志』卷一七八「順天府志」卷一六參照。なほ倚暗閣雜鈔の文は『遼史拾遺』卷一〇にも見ゆ。

⑨ 守臻は『釋摩訶衍論通贊疏』十卷『通贊科』三卷『大科』一卷(共に今は佚す)の著者として知られてゐる。

⑩ 劉二玄、劉景(遼史卷八六に傳あり)の孫、慎行の二男・六符の兄、六符の傳(遼史卷八六)に「二玄終上京留守」とある。

趙徽、『遼史』卷九七に傳がある。南京の出身。興宗・道宗時代の人、特に道宗に信任せらる。

⑪ 法均、『補續高僧傳』卷一七に傳が見ゆる。俗姓出身地は明かでない。非尋律師について研讃す。清寧年間、道宗に召されて章抄を校定す。咸雍年間戒壇を設く。道宗初め遼室の尊信を受く。特に崇祿太史守司空に任ぜられ、又傳戒大師の號を授けられ、太康元年三月三日寂す。右肩書官名が碑文に見ゆるものと同なることを注意すべきである。而して法均の高足に裕甯があるが、碑文に見ゆる門人十九人の中にはその名が見えない。

⑫ 佛誕日行事の盛況については、『遼史』卷五三禮志に、二(四)の誤りならん)月八日。爲悉達太子生辰。京府及諸州。雕木物像。儀仗百戲導從循城爲樂。とあり、又『契丹國志』卷二七にも見ゆる。

⑬ 購經一藏とある藏經を契丹藏經と見れば、この記載は丹藏雕印の年次を考察する上に、重要な材料となるものである。神尾氏『契丹佛教文化史考』頁八七參照。